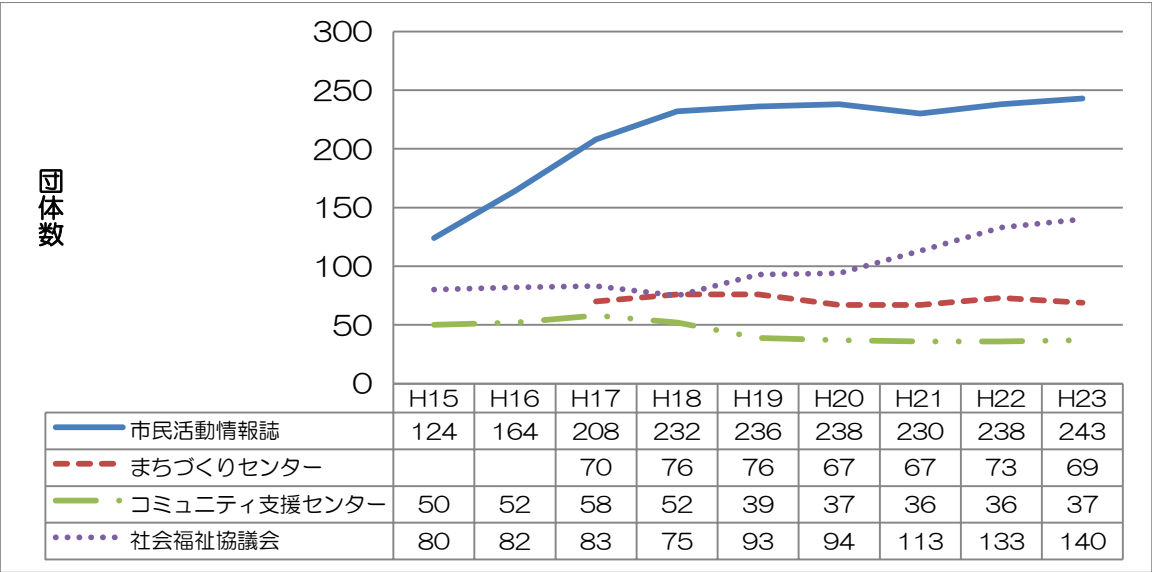


テーマ型組織（NPO等市民公益活動団体）の現状・課題

草津市は、非営利で社会貢献活動を行うNPO等市民活動団体を市民公益活動団体と定義し、中間支援組織（団体への各種支援、多様な主体間のコーディネートを行う組織）と役割分担を行いながら、これらの活動の活性化に努めています。

1. テーマ型組織の実態について

市民公益活動団体数の推移



- 市民活動情報誌 : (公財) 草津市コミュニティ事業団が発行する市民活動情報誌に掲載されている団体数
- まちづくりセンター : 市立まちづくりセンターに登録されている団体数
- コミュニティ支援センター : 草津コミュニティ支援センターに登録されている団体数
- (社福) 社会福祉協議会 : 草津市社会福祉協議会に登録されているボランティア団体数

※滋賀県に認証されている、草津市で活動するNPO法人数は44団体
(県内571法人/平成24年6月30日現在)

2. 主な中間支援組織および拠点施設

□中間支援組織

- ・(公財) 草津市コミュニティ事業団
コミュニティの健全な発展と協働のまちづくりに関する各種事業を展開するほか、公共施設の管理などを行う。
- ・(社福) 草津市社会福祉協議会
社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定された公共性と自主性を有する民間組織

□拠点施設

- ・市立まちづくりセンター（西大路町9-6）
- ・草津コミュニティ支援センター（西大路町10-12）
- ・(社福) 草津市社会福祉協議会（青地町1086番地）

3. 課題について

□団体の固定化・高齢化

(社福)草津市社会福祉協議会の登録団体数は増加傾向にあるものの、全体として団体数はここ数年横ばい状態であり、団体構成員の高齢化により、解散を検討される団体が増加しています。また、メンバーの固定化を課題に挙げている団体も多く、若い世代・専門性を持った人材を取り込めていない現状からも、今後、活動の衰退が懸念されます

□活動資金

会費収入や会員の持ち出しを活動資金としている団体が殆どであり、寄付金や行政等の業務委託費を受けている団体は、まだまだ多くありません。

十分な活動資金が確保できていないことから、活動そのものが制限され、会員数の増加につながらない現状が伺えます。

□活動場所

活動場所の確保を課題に挙げる団体も多く、事務所や拠点場所の必要性を感じる中、「適当な場所がない」「家賃やランニングコストの負担が大きい」といった悩みを抱えておられます。

□中間支援

近年では、自身の活動の幅を広げるため、または情報収集のため、団体間のネットワークの構築が必要であると考えておられる団体は多く、また、設立初期にある団体については「団体の理念や目的を活動にどう反映させたらいいかわからない」と悩まれることも多く、団体の活動をコーディネートする存在が求められています。